

## 社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会専門委員会設置細則

(目的)

第1条 この細則は社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会専門委員会設置規程（以下「委員会規程」という。）第10条の規定に基づき委員会の機能及び区分に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(調査、研究の区分)

第2条 委員会規程第2条及び第3条に定める各委員会の所管事項については、次のとおりとする。

(1) 総務委員会

- ア 社会福祉事業の総合計画、調査、研究に関すること
- イ 社会福祉事業の予算、決算に関すること
- ウ 定款及び規則並びに規程等の制定と改廃に関すること
- エ 社会福祉協議会の組織機構に関すること
- オ 顕彰、慶弔に関すること
- カ 社会福祉協議会職員の体制と、その処遇に関すること
- キ 社会福祉協議会会員に関すること
- ク 基金及び積立金に関すること
- ケ 共同募金運動への協力に関すること
- コ 福祉バス運行管理等に関すること
- サ 心配ごと相談等に関すること
- シ 他の委員会の所管に属しない事項に関すること

(2) 事業福祉委員会

- ア 地域福祉活動に関すること
- イ 児童、青少年の福祉に関すること
- ウ 母子、父子福祉に関すること
- エ 老人福祉に関すること
- オ 身体障害（児）者福祉に関すること
- カ 知的障害（児）者福祉に関すること
- キ 関係機関、団体との連携、協力に関すること
- ク 生活福祉資金等に関すること
- ケ ボランティアセンターに関すること
- コ 受託事業に関すること
- サ 広報紙の編集及び発刊に関すること

第3条 この細則に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この細則は、平成10年1月5日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。